

令和4年度一般会計決算における
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。

令和4年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 265,646千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,564,207千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県 支出金	その他		うち引上げ 分消費税収
社会福祉	高齢者福祉費	14,370	520	123	13,727	3,291
	障害福祉費	603,014	423,074	13,406	166,534	39,921
	児童育成費	700,888	484,187	36,606	180,095	43,172
	その他	192,147	148,643	7,518	35,986	8,626
社会保険	国民健康保険費	195,150	93,185	66	101,899	24,427
	介護保険費	248,821	11,856	6,300	230,665	55,294
	後期高齢者医療費	291,882	38,394	8,935	244,553	58,623
	その他	602	602			
保健衛生	予防費	251,338	157,925	7,928	85,485	20,492
	保健対策費	22,540	9,289	13	13,238	3,173
	その他	43,455	43	7,422	35,990	8,627
合計		2,564,207	1,367,718	88,317	1,108,172	265,646

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。